江南市鎮の生産・流通・消費の歴史的位置: 手工業 生産と無頼・棍徒・脚夫

川勝,守

https://doi.org/10.15017/25780

出版情報:九州大学東洋史論集. 26, pp. 1-28, 1998-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン:

権利関係:

江南市鎮の生産・流通・消費の歴史的位置

手工業生産と無頼・棍徒・脚夫―

Ш

勝

守

はじめに

意が必要かなどを以下の本稿で検討してみたい。 とした江南市鎮の生産・流通・消費の経済活動はいかなる歴史的評価を与えるべきか、その結論を出すためにはいかなる注 市階層間に成立していたとされることも、すでに本誌前号の拙稿に述べた通りである。ところで、明清時代、 該市鎮の再生産構造が成立していたこと、しかも、市鎮間には木棉、絹布各業固有の分業関係が市・鎮―県・州・府城の都 明清時代、江南市鎮の多くに棉花・棉糸・棉布や生糸・絹織物といった繊維生産手工業が営まれており、それによって当 手工業を中心

江南市鎮手工業における生産と流通

乾隆『盛湖誌』下、 風俗に、

此焉。儻或乎商客希少、機戸利薄、 惟在鎮之豊歉、固視乎田之荒熟、尤視乎商客之盛衰。 蓋機戸仰食於紬行、 紬行仰食於商客、 而開張店肆者、 即胥仰食於

則怨咨者多矣。

沢鎮に商客が来なくなるということはいかなる事態か、それはいかなる過程、原因で起こるものかである。 は食をこれに仰ぐ。 か否かによる。蓋し紬・絹織物の機戸(はたや)は食、生活を紬行に仰ぎ、 とあり、 当盛沢鎮の景気は、もとより土地の生産性によるが、それ以上に重要なことは他所から商客、 もし、客商が当鎮に来るのが希少であれば、機戸の利益は薄くなり、怨みを持つ者が多い 紬行は客商に食を仰ぎ、紬の店舗を開設する者 客商が集まって来る 問題は当盛

盛沢鎮の史料では 「商客の盛衰」、即ち客商が盛沢鎮に紬絹の買い付けに来なくなることは仮定の話であった。 ところが

それが現実に起こったという史料がある。明末崇禎年間、殷聘尹編纂『外岡志』巻二、 物産、貨之属に、

商人が収買拠点を銭塘鎮に移したので銭塘布という名称に変わってしまったという。これについては、民国元年序刊本『銭 とあり、蘇州府太倉州嘉定県、現在上海市嘉定区の外岡鎮には嘗て外岡布という鎮名を冠した綿布があったが、徽商 各鎮名色不一。惟外岡布因徽商僦居銭鳴塘収買、遂名銭塘布。又有濶大者為官布、 不常織、惟官買時為之。 II 新安

丁純布、紗細工良。明時有徽商僦居里中、収買出販。自是、外岡各鎮多倣為之。遂俱称銭門塘布

門塘郷志』巻一、郷域志、土産に、

焼と称されたのと同様である。 したというのである。日本近世、 ていた。以来、外岡諸鎮地方一帯で生産される綿布は、その集積地であり、また他所への搬出地である銭門塘鎮の鎮名が冠 とあり、当鎮の丁純布という綿布は綿糸が細く織り方も巧みである。明代に徽商・新安商人がここ銭鳴塘に居住して収買し 九州有田鍋島等の陶磁器がその集散地、且つ積み出し貿易港の伊万里の名を持って伊万里

を布荘と呼ぶということは西嶋定生教授の研究以来、よく知られたところである。清、嘉慶年間纂『南翔鎮志』巻一、物産 を変更することが何故必要だったか、等々の検討をしてみよう。まず、棉業からみるが、江南における木綿商人の綿布問屋 いかなる機構を通じて収買していたのか、そして上掲史料に言うごとき或る地点から或る地点へ、その居住地点即収買拠点 それでは、かかる江南諸市鎮が生産する生糸・絹織物、また綿糸・綿布を徽商・新安商人など客商はどのような方法で、

棉布生産市鎮として知られる黄渡鎮について、清修、民国十二年刊『黄渡鎮志』巻二、 とあり、 布商の字号とある。ただし、俗称では綿布を買い付ける店を荘と言う史料もある。 有漿紗・刷線二種。槎里只刷線、名扣布、 光潔而厚、製衣被耐久、遠方珍之。布商各字号俱在鎮 物産に 南翔鎮と共に、上海嘉定地区の

黄渡有刷紗而無漿紗。···紀王荘・泗涇荘両種。 割註 俗呼買布店、 日荘。〉

割註に買布の店を俗に荘と呼ぶとある。さらに同嘉定県の市鎮である石岡鎮について、清嘉慶十二年刻本『石岡広

福合志』

風俗には

布商 始萃南翔、 近則黎明至広岡・石岡・戩濱、 遷徙不常。 非抱布者厭故喜新也。 **祗争錙銖爾鎮**。

布商は始めは南翔鎮に集まったが、その後最近では黎明郷、

広岡鎮、石岡鎮、

戩濱鎮と集散地が交代して綿布買

とあって、

て新客を喜んだとのではなく、 い付け地点が激変した。その理由についてはただ、綿布を抱えて布商・客商に売却しようとするものが故客なじみ客を嫌っ 錙銖に近い僅かな利益を求めるからという。そこで綿布等繊維製品の買い付け構造を検討し

風 てみる。客商がこの荘=字号、 木綿問屋から綿布を買い付ける方法について、 康熈十七年修、 咸豊増修 『紫隄村志』

郷民多恃布為生。往時各省布商、先発銀於荘而、 而商無現銀。 価因日落、 民生之計蹙矣。 徐収其布。故布価貴。貧民竭一日之力、 贍八口而有余。 今布有余積、

志 綿価格は下落してしまった。 貴かった。しかし、今は荘・綿布問屋に綿布が多く集積してあっても、買い付けの布商・客商が現銀を持ってい 巻二、風俗に、 |時は各省から来た綿布買い付けの客商は現銀を綿布問屋の荘・字号に支払ってから布を収買した。 向時各省布商、 多先発銀於各店、 同様な指摘が上海市西北部地区の紀王廟鎮、 而徐収其布。 故布価貴。 貧民竭一日之力、贍八口而有余。 諸翟鎮地域の郷志である清、 今布有余積、 だから綿布の 嘉慶十年刻本 顽 ない 商 無現銀。 ・ので木 価格は

たものが、現銀無しに買い付けるようになったという変化を述べている。 いずれにしてもこの種の史料は客商の布商が棉布問屋たる荘=字号から棉布を購入するとき、嘗ては現銀を用意してい それはいかにして可能に成ったか、 詳細は残念な

とんど同文であるから、一方は先の方の文章を踏襲したものと思える。

或は共通する原文があったかも知

れな

しか

遂従此日落、民之生計蓋蹙矣。

がら分からない。

絹 淅江、 紬生産で知られた市鎮である。 嘉興府桐郷県濮院鎮は、すでに筆者が書評で紹介検討したごとき陳学文氏の研究が史料素材に使った明清時代の綢 清、嘉慶二十五年(一八二〇)続纂『濮川所聞記』巻一、風俗には

則俱集大街、 吾里機業十室而九、 所謂永楽市也。 終歳生計、 日中為市、 於五月新絲時為尤亟。富者居積、仰京省鑣至、 接領踵門。近年在各綢行収買、 不集大街。 陸続発売而収買機産。 向伝設市翔雲観後、

とあり、 絹は大街に集積し、 当濮院鎮の機業は北京その他各省からの客商の買い付けで繁栄した。さきには翔雲観後に市場が成立したので、 所謂る永楽市であった。 最近では各縄絹買い付け業者の収買は大街に集まらなくなったという。

鎮産出の綢絹については、同『濮川所聞記』巻一、物産に、

首推陸澄槐、 濮院所産紡綢練絲、 其次沈周望、今猶遠近伝之。 熟浄組織亦工、質細而滑、 且柔韌耐久、 可経浣濯。 古物類記、 有濮綢之称、 其価不一。 濮綢著名、

製品価格に高低貴賎があるという。 :院鎮所産の綢絹の性質が優秀であり、その質の序列によって最著名が陸澄槐、二番目は沈周望とされ、その次序の順に 自南宋淳景以後、 濮氏経営蚕織、 かかる濮院鎮の綢絹生産の歴史について、清、乾隆間輯『濮院瑣志』巻一、機杼に、 軽紈素錦、 日工日多。元時濮明之、立四大牙行、収積機産、遠商雲集。奚有永楽市之

絹の生産が日に日に拡大し、元時代には濮明之が四大牙行の仲買い人との取り引きを持って、 南宋の淳祐景定年間(十三世紀中葉)以後に土地の大地主濮氏が経営する養蚕製糸・織物業の繊細軽快な細 名。万暦間、 人尚倹朴。 一切食用較之過年、僅十之二三。故毎歳蓄積易至贏余也。 改土機為紗綢製造、絶工濮綢之名、馳於海内。本朝康熈間、 織業最盛。 由此致富者甚衆。維時絲斤価賎 機織り生産物を販売した。そ 糸や 無地の素

生活費はこれを過年、恐らくは明末万暦時、十六、七世紀の交に較べて十の二三、二〇から三〇パーセントであった。 改めて紗綢製造にしたので、絶工濮綢の名声は国内中に聞こえるようになった。本朝康熈年間は織業が最も盛んな時期であ こで遠隔地から客商が雲集して、ここに永楽市の名が起こった、明代万暦年間(十六世紀後半から十七世紀初頭)に土機を 綢絹織物業で財産を作るものが甚だ衆多である。この時、生糸は一斤価格が甚だ賎く、人の性格も質朴であり、一切の

力而終身焉。 機杼為闔鎮恒産、 有接頭、又有接収、 非止藉此餬口。 男婦藉此養育者、累累皆是。計其名、有絡絲、有織工、有挽工、 有修綢、 有看庄。或人兼数事、或専習一業、生平足不出里巷、 所関於人心風俗者、 正復不浅余。若絲紬牙行、若煉坊并一切貿易、 目不見外事。 有牽経、有刷辺、 衣於是、食於是。尽其 莫不仰給乎是。 有運経、 有紮扣、

毎歳の蓄積は容易に余剰を出せたという。そして、

次に綢絹生産状況を述べ、

生糸の紡績と機織り仕事は濮院鎮中誰でも行っている生業である。 その業種は絡絲、 織工、 挽工、 牽経、 刷辺、 運経、 紥

上古不相往来而養膳具足、為一郷所首重者敷。

ではあるが刷 字の通り、挽工の挽はひく意であるが何をひく作業か不明である。牽経は経て糸を経架を捲いて張る作業、 接頭及び、 は印刷か刷毛のいずれも刷るに関係したものと思われる。後者であれば糊付けするの意味か。運経は経糸を運 接収、修綢、 看庄の各作業工程に応じた分業名称がある。絡絲は絡が給の意で生糸を供給する作業、 刷辺は意味不明 織工

巷に外出せず、外事を見ない。衣服は決まったものを着、食は決まったものを食す、尽力して終身紡織の業を勤めない者は 重要である。各作業各工程はある人が数工程を担当するか、一人が一作業に専習するか、いずれにしても作業に没頭して街 紮扣はおさ・ひを絡む作業、 修綢は綢を調整する工程、 看庄は作業工程全体を管理し、経営する総務である。この全工程管理者の看庄の指摘は 接頭はこれも具体的には善く分からないが、次の接収と共に布の頭を揃えて引き継ぐ

『濮院瑣志』機杼の続文は

これは上掲の絡絲の工程の機械とそれを使用しての作業の説明である。まず、始めに婦女がこの作業に従事し、 不充盈尺、嵌其木之端、以受絲。謂之籰子。籰通其中、挿以木柄、長二尺許、左手拈絲、右手持柄旋転指間、 以磚。使竹軒昻空中、竹之顚設半鉤引絲、 穿方孔、将所銜木挿入、以便展合。用竹八根長可四尺、分立両木、上藉以綳絲、謂之絡肚。壁間起細竹縄、 婦女多工、絡絲、毎一両給銭三文、近則倍之。一日所獲可以自給。絡絲之法、用木両根約三尺許、一木中銜小木、一木 而所謂絡絲是也。又以皮作絕帯指上、使不傷指、其声格格然、謂之皮稚 謂之挑頭。削木六片、厚三四分、広一寸、作*形、 分両頭、 用細竹六根、 繫其腰、 生糸一 使其絲纏 両

十八世紀の好景気を物語るものであろう。以下機械、道具及び操作作業の検討は省略する。次に、 (十六両一斤、一斤六百グラムとして、一両三十七、八グラム)当り給料三文であったが、最近二倍に値上がりしたという。

とあるが、経糸と緯糸の織り方と各糸運行に関連する道具機械を説明する。織工及び挽工について言ったものであろう。 な

為揺緯、緯盈其管、置水盆中取用、謂之緯子。

絲有経、有緯、

有絨。絡時逐一分記、

緯籰既修、

有竹器、

名緯車、

引絲纏繞。

一人持其柄而揺之。

其声与絡緯蟲無異名。

お ここに見える緯車は徐光啓『農政全書』巻三十四、蚕桑、 織機に絵入りで説明がある。 次に、

用木四枝、横二各丈余、 直二高五六尺。両直木各有歯、層累而上、謂之経竿扒頭。 横竹一根、 掛空中列鉤、 謂之撩眼。

編竹成櫺木、 周其四旁、 大尺余、 謂之経窓。以所絡経籊布、 竹下引絲、 鉤中入自経窓、 復分其緒、 両人牽繞木歯 横経

其架、謂之牽経

これは最後に明言しているごとく牽経の説明である。次に、 以絲横経両処、一人持木器、名辺梳。絲用小粉漿、往来梳刷使勻、謂之刷辺。為綢之両辺所用也。

これは刷辺の作業の説明であるが、横糸、緯糸に刷毛で糊付けする工程のようである。次に、 設木架置両処、 安機軸相去二丈余、名運床。以所牽之経布、其上有竹器、名簆視。辺梳較長、

以粉漿梳之、

これは上掲史料の順通り、運経である。木架を両処に設け、 転軸以次収捲、 謂之運経。

四 蚕桑に挿図が掲載されている経架である。次に、 輪軸を回して糸を梳く。明らかに徐光啓『農政全書』巻三十

織者坐其上、持梭左右擲旋、推機身、俱動両脚、相継踏竹片、 機長二丈許、高一丈、堅木為之。首安転軸、去地咫尺、中漸高、尾長而削、掘地作坎、垂以竹片。軸之前横毛竹半面 札札成声。大約軽綢、日可一疋、重者二三日不等。 織論

日という。次には、 これは前掲史料の記載順によれば紮扣である。綢絹の織工作業工程の中核部分である。軽綢で一日に一疋、 重い縄で二三

也

毎転可得綢一尺三四寸、

以験之時、

候別遅速、十不爽一、至毎機所需器物、

不下数十件。

雖老於機者、能一一数

機之上有木架、謂之花楼。拽工坐其上、花様另有藍本。業是者、以世相伝。需用時、 令開其絲梭、 跳越而過、則絲浮而亮、凑合成花、或疎或密、無不畢肖。 向其家賃之。拽者随其様、 両手扯

これも前掲史料の記載順によれば接頭となるが、花模様、 花柄の織り出し作業工程である。

濮綢著名、首推陸澄懷、其次沈周望。今猶遠近伝之。

として市場で高く評価され、 絹生産業者は第一が陸澄懐 これは前掲の嘉慶二十五年(一八二〇)編纂『濮川所聞記』巻一、物産の記事と同様な指摘であり、濮院鎮の最著名な綢 (ただし、所聞記は槐と作った)、第二は沈周望だという。これは当濮院鎮耦絹織物が優秀銘柄 相当広域範囲で取り引き流通が行われていたことを示すと同時に、綢絹の消費状況の一端をも

陸、沈両名が何時の時期の人か不明であるが、十八世紀康熈乾隆間と思われる。さて、

物語るものである。ただし、

の最後尾は

之修綢。綢未熟焉、有坊煮之、謂之凍坊。坊中凍工、不下数十人。謂之凍手。於是綢無花素、各直省客商、 看紬者、毎行各用一人、名曰看庄、 有接収者、詣綢行售売、 帰行覆按、謂之覆庄。覆庄准其綢、始合花様矣。 毎疋除用銭若干。 市間另設綢庄、毎日午前、 行家斉赴庄面収紬、 綢有絲頭未浄、 行中召人修剪、 謂之出庄。 熙熙攘攘、

摻作之労、而後為衣裳服御之用。然則一絲一縷、可不念従来之不易哉。 而可以衣被海内矣。夫綢之為物、舒之不過数丈、巻之不過一握。錦繡在前方、且謂黠然無色耳。

然必極経営

れており、 の売買市場とは別に綢庄が設けられ、毎日午前に綢行の方が綢庄に赴いて、 ここは前掲史料の接収、修綢、看庄に当たる説明である。濮院鎮の絹織物は綢と表記されていたが、ここでは紬と表記さ あるいは綢と紬は同一であるかも知れない。さて、接収というのは綢行に行って綢を売却することを言うが、こ 直接面談により綢を収める。これを出庄という

とある。この庄については、乾隆三十六年修『盛湖志』巻下、 建置志に、

新庄、旧庄向在市河南北大街。四郷業紬、 空闊処、構造百余間、謂之新庄。 俱赴庄售買。自乾隆壬申三月、 庄面被火災者多。 因于西腸圩之極南、 択地面

専門職員がいて、これを看庄といい、買い付けた綢紬の花模様など品質の検査を行った。綢には綢頭が有り、 納したという。綢の生産と流通、売買取り引きは恒常的安定的になったものと思われる。さて、綢行には綢の目利きをする 行き販売していた。ところが、取り引きはそれとは別に綢庄を設けた。毎日午前中、綢行の買い付け人が庄が赴いて綢を収 行の買い付けが行われる機関であった。上記の濮院鎮では一般に紬一疋を織るごとに生産グループ中の接収なる者が紬行に することになる。以上の記述から、 を煮る。これを凍坊という。坊中の凍工職人は数十人以上に昇り、凍手という。ここに、 剪定していない布について人を集めて処置する。これが修綢であるという。綢が未だ熟していないものは、 この庄 (荘の表記もあり)は、綿布業者の売買機関の場合はまた店とも呼ばれていたが、木綿であれ、 直隷各省の各地から到着した客商達は熙熙攘攘として、 当濮院鎮に生産される綢紬絹織物は綢庄の取り引き市場の機構を通じて円滑に客商の手 和やかに大騒ぎして、 時期に応じて採買し、 綢の花模様のあるもの、 坊が有ってこれ 未だ頭を揃え

全国流通する状況が分かるのである。

られた、 江南市鎮の木綿、絹関連の商品生産とその流通・消費との問題については、 湖州府諸県とりわけ諸市鎮の製糸、諸絹織物業の検討が必要である。 湖絲の名が国内全国のみならず海外にまで知

まず、湖州地方の養蚕業者は自家の桑が不足すれば、他人の桑葉を購入することで補ったことがあり、 それには桑葉の売

或自家桑葉不足、 則預定別姓之桑。俗曰梢葉。凡蚕一觔、用葉八個 (割註 二十觔為一 個〉。 梢者先期約用

買市場の成立が前提となる。乾隆二十五年修『烏青鎮志』巻二、農桑に、

月令載、 其時必有小鳥連叫曰、澉山看火〈俗云、三斗半把〉。其声清徹可聴。或云、 銀四銭〈謂之現梢〉、既収繭而償者、約用銀五銭、雑費五分〈謂之賒梢〉。葉価随時高下、倏忽懸絶。 勝降于肆桑即此〉故栽桑与梢葉最為穩当、不者謂之看空頭蚕。葉貴極、 叫葉之貴賎、蚕畢即止。余地無之。〈或云、 以白米粉糝葉上餌之、絲更光白而細 諺云仙人難断葉価

又一法。

投機的であったという。ところで、右文の乾隆烏青鎮志、農桑の「其時必有小鳥連叫、云々」は、 十斤入用であり、 大学士首輔を務めた湖州府烏程県南潯鎮の人、朱国楨『湧幢小品』巻二、農蚕に、 する場合は桑葉価格は五銭、雑費五分が付き、三十八パーセントの利息となる。ただし、桑葉価格は時季に応じて高下し、 自家の桑葉が不足する時には他人の桑葉を預定しておく、これを梢葉という。蚕一觔につき葉八個、一個二十觔で計百六 桑葉を必要とする期間以前に現銀四銭を払う約束をするのを現梢という。それに対し、 明末に礼部尚書から内閣 繭の生産後に償還

とあるのを踏まえた文章であるが、更に『湧幢小品』巻二、蚕報には、 湖地宜蚕、新絲妙天下、毎蚕忙時、必有小鳥連叫曰、澉山看火。其声清徹可聴。 蚕畢則止。余地無之。

湖之畜蚕者多自栽桑、不則預租別姓之桑、俗曰秒葉。凡蚕一觔、用葉百六十觔。秒者先期約用銀四銭、 用五銭、再加雑費五分。蚕佳者用二十日辛苦、収絲可售銀一両余、為綿為線、矢可糞田、皆資民家切用。此農桑為国根 既収而償者、

葉価、故栽与秒最為穏当、不者謂之看空頭蚕。有天幸者、 本、民之命脈也。我郡在在有之。惟徳清尤多。本地葉不足、又販於桐郷・洞庭。価随時高、 二十年無爽、白手厚獲、 生計遂饒。鼓楽賽謝以為常、一日賽畢、有婦人矮而肥白、求斎、臥于地不肯去 往往趣之。余隣家章姓者、予占桑価、占賎即畜至百余觔。 倏忽懸絶。諺云、 仙人難断

この記事を先の烏青鎮志、 農桑と比較すれば、乾隆時期の烏青鎮志の文言はすべて明末段階には用意されていることが分

った記事等は消えていることもある。さて、この湖州府烏程県の南潯鎮地域の梢葉については、汪曰楨纂、 の売却により銀一両を獲得したという個所や本地の桑葉が不足すれば嘉興府桐郷県・蘇州府地方の洞庭山から購入するとい かろう。 むしろ、 前掲烏青鎮志農桑には湧幢小品に見えた養蚕農家が二十日間の労働辛苦により、製品たる繭もしくは生糸

『南潯鎮志』巻二十二、農桑に、稍葉の項目を立て、諸文献を引用して説明する。

|董開栄・育蚕要旨

屑米粉糝葉以飼之。 如桑地少、必須買葉。大眠後開葉船、 割註 道光二十二年、曽有用及此者〉 買棄当用十担、先買五担、恐蚕或不佳、不至余葉、且恐価有低昻也。 又停葉之法、亦称住葉、葉来之時、 先向陰地、 如太昻、 上鋪芦廢 則

或竹簾、 葉放其上、 不可鬆、亦不可過緊、 須将毎帖、豎起整斉平直、清水灑之、謂之封好。 註 一周宜灑三四次〉

桑地が少ければ、必ず桑葉を買うことになる。大眠後買葉は船で行き、これを開葉船というが、桑葉十担を買うとすると、 可停三日或両日、 臨飼蚕時、 将葉放鬆涼透、〈註 停処必熱〉否則有気水葉、蚕食即壊。

法、 良くすることもあった。 がはなはだ貴過ぎれば、屑米の粉を葉に混ぜて蚕を飼育した。道光二十二年(一八四二)がその状況という。また、停葉の ないし住葉というものがあり、 桑葉を日陰の風通しの良い処で芦のよしずか竹簾の上に置き水を掛けて桑葉の日持ちを

|胡承謀・府志

先ず五担を買い、

蚕が佳くなくなれば、余五担は不要になり、

かつ恐らく桑葉価格は低落することになる。

稍葉、 以有易無胥、 註 湧幢小品、 謂之現稍 作秒〉 其預立約以定価、 而俟蚕畢、 貿絲以償者、 曰賒稍。 有先時予直、 俟葉大而採之、

趙棻・遣間瑣記 これも註文に湧幢小品を引く通り、乾隆烏青鎮志農桑や明末の湧幢小品の文章と同内容である。

蚕時往烏鎮做葉、

悔也。

過時不及售者、 有受市僧之欺、 是南潯 蔽、 并本銭無従追問者。後人曽不知鑒、為之不已。蓋市易叢集之地、 俗名為貿易、 実同賭博。 究之得利者少、失利者多。 有葉賎而虧本者、 便于遊蕩、 有刻意居奇、 故楽之而不

もし、桑葉価格

南潯鎮の買桑葉は烏青鎮に往来して購入するというものであるが、 それは貿易と言いながら、 実は賭博であり、 極めてリ

スクの大きな投機的、 先物買い的な取り引きであったと言う。

| 蠡舟・稍葉

則集于烏鎮。 桑為湖属恒産、 百斤為一担、郡中則以二十斤為一箇。 三眠後買葉者以舟往、 直名曰葉。以人人所知也。 謂之開葉船。 而吾郷則栽桑地狭、 買売皆日稍。 吾鎮之饒裕者、 所産僅足飼小蚕、 亦稍以射利、 日小葉。葉莫多於石門・ 謂之作葉、 又曰頓葉。 桐郷、 其牙儈

桐郷県に買いに行くが、 桑葉は当南潯鎮地方では特に重要な作物でただ葉とだけ言うことは誰でも知っている。葉が不足すれば、 その仲買い牙行は烏青鎮に集まるという。三眠後買葉は船で行い、これを開葉船という。 嘉興府石門県や これによ

利益を手に入れるが、 我家稍時在冬月 及時惟恐値尤昻 家家門外桑陰饒 これを作葉、また、 苦語勤郎稍欲早 不患葉稀患地少 担不過銭五百 頓葉という言葉が成立した。なぜ頓葉か。次に七言の詩文に言う。 我が家の稍葉の予約は冬の時期 家々の門外は桑かげが饒か 時期に葉価の高騰を恐れ 婦人は亭主に稍葉は早い方が良いと苦言し 葉の稀少を患えず地が少ないのを患え 一担は五百文に過ぎない

儂笑謂郎莫爾爾 夫婿聞之咎阿儂 迄至新年数已縣 未到三眠忽復変 吾家所失殊無幾 而今欲悔已無従 蚕月頓増至一千 銭一斤価驟賎 亭主はお前は間違ったと咎め かみさん笑って謂うには違う違う 未だ三眠に到らないのに葉価は急変 それが新年になれば数割増し 今になって耳を貸すのでなかったと悔い 蚕月には頓に一千文にまで倍増 我が家の損失は殊に幾らもない 一銭で一斤と俄に暴落

居来奇貨不肯 此曹平日子母権 不見街頭作葉人 黄金不飽貪夫腹 計利析到秋毫巓 折閲已過大半矣 奇貨宝の山に居来しても取り引きせず 今年の桑葉相場は日頃今まで平穏 街角に桑葉を売る商人は見かけず 損をして売ること已に過半を過ぎた 秋末の帳尻は谷底に急落 黄金は貪夫の腹に飽満せず

桑葉価格の季節ごとの変動、 極めて大きな価格変動が賭博と称される状況をよく描写している。 烏青鎮目指して帰路に就 南潯鎮志農桑は次に更に、

桑葉商人は腰に纏う頭陀嚢を持ち上げて

去有腰纏返垂囊

烏戌帰来唯

一 哭

董恂 秒葉 を引用している。

当其貴時儂有葉 清明挿柳妾曽卜 葉行早晩価不一 隣翁明日向烏戍 樹桑牆下地不多 |願初貴後時賎 秒遅秒早宜猜摩 顧語夫婿無 牆陰屋角枝猗儺 彼做葉者空婆婆 今年平穏靡有他 蚕食不足如葉何 一蹉跎 葉仲買いは早晩値段が変動し 隣家の年寄りは明日烏青鎮に向い その値段の貴い時に葉が有り 春の清明節に髪に柳を挿した婦人が卜して 桑を牆状に密に樹えた地は多くなく し願いたい のは初め貴く後に賎く 葉買の遅速はよくよく思案どころ 垣根の陰屋根の角にも柳枝は従順である 夫婿を顧み時季を失するなと語 彼の桑葉相場を作る者が空手にと 蚕の食う桑葉の不足は如何せん 今年の値段は絶対に平穏

百斤亦祇值銭百 待至蚕長葉已賎 剪刀声裏多歎歌 葉船両両門前渦 桑葉百斤がただ百銭の賎さ 桑葉を剪り取る声の内にも嘆きの歌が多い 蚕が成長葉を沢山に食う時に値賎く 葉を売る船が二隻づつ門前を過ぎ

以上湖州の烏青鎮、 これも董蠡舟の稍葉と同様に桑葉価格が初め貴く、生産時に暴落したという指摘である。 南潯鎮の桑葉売買慣行をみてきたが、それは自家生産と思われる桑葉までが他人の葉を使い、

桑葉の先物買い市場までが成立していたことを確認して、当地方の生糸生産の商品生産性を窺ったのである。

とい した商品生産性は、 い、養蚕開始に貧者は富戸から借財をするが、その利息は一割、 貧者貸銭于富戸、至蚕畢、毎千銭償息百銭、謂之加一銭。 前掲、咸豊同治『南潯鎮志』巻二十一、農桑一、貸銭に「震沢鎮志」を引用して、 ー 〇 パ ーセントであり、 それを加 銭というとある。

農民養蚕乏貲、貸于富家、 蚕畢、貿絲以償、而息其什一。富家実漁利、 而農民亦頼以済蚕事。 故以為便焉。

更に、貸銭について、 |董蠡舟・貸銭| を引き、

先ず貧者の富戸からの貸銭が養蚕成立の生業資本であったと割註に述べ、更に七言の詩文で、

٤

買葉無銭餬口 盎中余粟食已罄 笥裏寒衣典無膌 何人肯乞監河潤 桑葉を買う銭無く食事も難しい 甑中に残った米は食い付くして空 誰が米を貸す監河侯の潤沢さが有るか 簞笥の衣類は質に入れて残り無

貸銭一千息一百 里中豪右富禀天 鑽核障簏鄙且慳 **侭許阿棍徒手得** 今年広放加 千鏹万貫流 加泉 **一**銭 借銭一千で利息一百 障害の山を核べ尽くし度量小さくけち 里中の富豪は富は天の授けもの まま小母さんが徒手で手に入れ 千万の貨幣は流れること泉のごとく 今年は手広く加一銭という

ただし、

しかも

子母償清絲売矣 只期今歳還宜早 負帰児女亦 **傅別何須合両書** 熙熙 帰来依旧囊如洗 料得明年借不辞 養蚕豈復愁無資 責償毋許逾三月 利息元金すべて償還は生糸の売却後 児女を背負ってまたゆったりし 貸し借り証文は何で二枚の書き付けか ただ期待は今年の返還を早く済ませ 養蚕に資金が無いのを愁える 家に帰れば旧のまま財布は空っぽ 明年の借財が断られないように 返済期限は三月を超えては不可

と詠っているが、貸銭により生業資本を手にした養蚕農家の零細な農業経営をよく示している。

青黄不接可奈何

待喫豪家転斗米

青黄不接は如何とも為し難く

富豪の家に食を求め転斗米の借金をする

ところで、前掲、 朱国楨『湧幢小品』巻二、農蚕には、

載水作絲者、亦只如常。蓋地気使然。

湖絲惟七里者尤佳、較常価毎両必多一分。蘇人入手即織。用織帽緞、 紫光可鑑。

其地去余鎮僅七里、

故以名。

其地

は特上品で価格は通常の一割増し、蘇州などから買う人は入手するや直ちに織物にするという。これは当地の紡績生糸生産 これは湖絲の中でも、 南潯鎮から呉興運河を七里 (三・五**粁**) ほど湖州府城、 呉興県城方向へ行った七里鎮に産する生糸

同時にその生産は市場流通、更に消費状況と密接に関連し

林鎮について、 ていたことも確認しておくべきである。南潯鎮、烏青鎮と共に湖州地方の養蚕製糸絹織物関連の手工業の市鎮と知られた双 清末抄本『双林記増纂』巻八、風俗、商賈に、

が市場向けの商品生産の典型であることを物語るものであるが、

至而家肥、 商賈之家、 皆極勤朴、衣不羅綺、食不甘毳、斤斤自守、生業日繁。 商去而家匱、 朝栄夕悴、勃焉忽焉。其三世殷富者不多覯也。 惟絲牙行聚四方商旅之財、 饒華立致争尚奢靡。 然商

争する状態を致す。 すれば、生業商売は日に日に繁盛する。ただ、生糸仲買い商人は四方の客商の財を集め、 商人の家は皆極めて勤勉純朴、衣服は羅や綺など高級絹織物は着ず、食事は味の良いものを取らず、よく明察して自守 朝に栄え夕に衰え、俄に勃興し急速に衰亡する。その三代殷富が続く商人は多く見ない。 しかし、当双林鎮に他所から客商が至れば鎮の牙行の家は豊になり、 客商が去れば牙行の家は縮 潤沢な富は立ち所に奢侈を競

というが、この記事は明末成立の『双林鎮志』の記事の踏襲と思われる。そして、清末十九世紀半ばの状況として、

按、 有資本開張店業者、 吾鎮貿易者、 近来、 惟絲行一業、 大半在蘇州、 獲利固易、 生意甚大、客商之来、銀洋動以千計、供応奢華、同行争勝。但求多買不計盈虧、 亦有在杭州。及各近処富商、 精其業者、 即空手入市、 亦可日覓銀銭、 則走閩広湘楚松滬等処。 以養瞻家属。 其在本鎮経紀者、 俗語所謂、 早辰没飯吃、 晚上有馬 且烟・

迄客商去、 花・茶・酒、投客所好、以迎合之。家人婦子習慣見聞、伙友僕従、指使任意、 絲市畢、 蕭条家計。故我依然甚有将数万貲本、捐貼開行、不十数年、化為烏有。視父之遺資、 自小満至中秋、豪華莫比、 罄尽。 幾於忘所自来。

習気、難除子弟驕養性、成不知生計直有不堪聞。問者所以習学絲業成者故多、 而敗者亦復不少。是可慎也。

絹が盛んである。資本が有って店業を開業する者は獲利は固より易しく、その業務に精通している者は素手で市場に来 建・広東・湖南・湖北・松江・上海等の土地に走る。その本鎮で商店を構え、営業経営している者は、生糸、 按ずるに、吾が鎮、双林鎮の生糸貿易相手の商人は、大半が蘇州に在るか、また杭州所在である。各近所の富商は、 真綿、

て、

数日にして銀銭を手に入れ、家族を養うことができる。俗語に謂う、

富者とは是である。近来、

図し、陰暦四月半ばの小満から八月中秋、夏から秋の養蚕シーズン、その生活振りの豪華さは比類がなく、その富の源 興酒?)については、客商の好む所に投機し、その意に迎合した。家人婦女の習慣や見聞は、使用人や召使を任意に指 するようになった。ただ、多買を求めて利益増加を計らず、かつ煙草(ないし、アヘン)・綿花・茶葉・酒(老酒、

商売が拡大し、客商の来鎮、生糸買い付けは外国銀数千弗に上り、供応応接は豪華奢侈になり、絲行同業者同士が競争

(アヘン戦争・南京条約後の五港開港に伴い、外国向けの生糸輸出が増加したので)絲行は、

朝には飯を食えなかった者が、夕には馬上の

資金も窮乏させる。 すっかり空になり、 に我がもし数万金の資本があって、他人の資金と合弁して生糸行を開設し、十数年ならずして烏有に帰し、父の遺産は 泉が何処から来たか忘れるほどである。客商が去って生糸取り引き市場は終了し、 質問する人は以前には生糸商売で成功するものが多かったが、 一文なしになることがある。アヘン麻薬や賭博の習性は子弟の驕奢の性を除くことを難しくし生活 今では失敗する者も少なくないのは 家計も細々と寂しいものになる。

双林鎮の生糸や紬 絹織物市場状況をよく描写しているが、更に同『及林記増纂』巻八、風俗、 工は、まず、 明末の記事

何故だという。

慎重にしなければならない。

各種職人について

興及南京両処人。黒坊 工各居肆、百項俱備、而無淫巧之技、 註 染色頭〉 以侈観聴。其石工・木工・染工・薙髪匠、 ・膠坊 註 染五色裱綾〉、均係本地人。其余各業、則主客参半。毎業各有行規、 大半来自他郷。 油坊中博士、 則尽是長

工価有定、 稍参差則議罰

工匠、すなわち職人は各肆店に居り、百項種々の職が俱に備わり、余計な技術は無く、奢侈贅沢不要な技術者は居ない。

双林鎮付近の人だが、その余の各業は土地の人と他郷の人とが半々である。業種ごとに就労規則があり、 方はすべて湖州府長興県人かその先の南京の人である。染め物親方の黒坊や五色の裱や綾を染める膠坊はみな本土地、 その石工、木工(大工)、染めもの職人、床屋理髪職人などは、大半が他郷から移住してきたものだ。 油坊の博士、 職工の手間賃

それが組合的規制下にあったことをいう。次に、増纂部分、すなわち、清末十九世紀中葉の事態として、 この記事も明末の十七世紀前半には成立していたと思われるが、各種職人の出身地構成に触れ、職人の手間日当に言及し、 日当も定額があり、差異違いが出ると衆議で罰がある。

甚至在外賭博、行兇吃虧、則聚衆打架、 盤費工食、為数甚鉅。 則停工唱戱、 及給発後、 工価上下。 惟其所議、不能禁押。尤可悪者、 廃事妨工、悍無顧忌。咸豊癸丑年、江寧不守、伊衆言欲回家、看親勒索、 仍有逗留不去、嬉遊闖事者。庚申年春、長興被難、人情亦然、 油坊博士、稍不如意、則各坊停工、挟制業主。 開坊者大受其累

按ずるに、各業職人が行会に集まれば、仕事を停止して唱戯が行われ、その工賃が上下する。惟うにその議す所は、

後之人、宜思有以善処之也。

なれば、衆で打ち合い喧嘩になり、仕事を放りだし工作を妨害して、些かも悪びれない。咸豊癸丑年(三年、一八五三 斉に仕事を停止し、仕事主の業主を強制する。甚しいものは外部に行って賭博を行い、少しの落ち度で恐喝刃傷沙汰に 圧することはできない。尤も憎むべきは、油坊の博士、親方である。少しでも意向に沿わないと、各坊各業種職人を一

太平天国の反乱事件を愉しむ者がいた。庚申年(一八六〇)春、長興県が難を被り、 責任者はその支払いに応じ、旅費と食事代の数は甚だ巨額となった。 年)、南京が太平天国に陥落し、彼の衆は家に帰り、看親、おやの面倒を看るからといって餞別や旅費をせびり、 しかも旅費支給後も逗留して去らず、嬉々として 人情も落ち着かなくなると、坊を

開いている者は大いにその累を受けた。後の人はよくこれに善処する必要がある。

慣行である。ただし、この湖州府帰安県双林鎮の事例には暴力集団、 に収め、 職工が各業種ごとに行会を作り、ストライキを打って工賃手間を釣り上げる。油坊博士なる親方職人は各坊異業種を傘下 仕事主との闘争、労働争議の指揮を執る。 近代社会の労働争議然としているが、 組織が関係することが予想される。 明末以来の伝統下の旧中国社会の

しかし、清末抄本『双林記増纂』にしても、清末原纂、 民国六年印 『双林鎮志』にしても、 その風俗等には通常、

無頼、棍徒等と表記される暴力集団の記載は見られない。

第二節(江南市鎮の無頼・棍徒・脚夫

林鎮志、 さらに南潯鎮志もその風俗の記事に無頼棍徒の語句は見えない。 しかし、 清末原纂、 民国六年印刊 双林鎮

志』巻十五、 東嶽廟及露印庵、 風俗、 歳時、 自元旦起、 正月の記事に、 設茶場、 場左右糖果要貨洋片燈采等畢備、

とあって、正月東嶽廟などの元旦から十日位までの初詣には、茶場が設けられて、その付近には糖果、 初十日左右漸稀 菓子と果物ない し砂

骰子博場及唱盲詞者、

錯雑其間。

遊人肩摩踵接

ころ賭博や盲詞を唱う者がその間に混じり、遊人が肩を触れ足の踵を接して続々と至るとある。これは初詣の雑踏ぶりを述 べたまでかも知れないが、賭博場の開設、開帳はやはり暴力組織が絡む可能性がある。さらに、同風俗 糖漬の果物や、要貨(必要な品物、生活必需品?)、洋片(覗き絡繰り)、燈采(幻灯の類か)など娯楽が畢く備わり、 向時人家僮僕僅供門内使用、 未有相随出門者、 惟仕宦旋里間或有之。今則漸趨宦派矣。向時紳士鮮有包攬公事武断郷里 の冒頭の記事には、

にむかしは紳士は地域社会の公事を請負い、また、地域社会に覇を唱えることは少なかった。しかし、今はその政治的立場 とあり、 ・勢力権威を競い むかしは地主の家の僮僕は家内使用されるだけだったが、今は門外に出て地域社会の事に関係を持ってい 相い、 公事地域の行政に利を漁り、 要路を把持するものが紛紛として相続くという。さらに、咸豊同治 同様

市鎮郷村、 毎多魁猾奸黠、 武断郷曲。 春間奮身醵金、 搭台演戱、 勾引博徒遊兵、 賭博之外、 近有旋骰 磨銭 闘牌

棋

『南潯鎮志』巻二十三、

風俗には

間有

一二出入巡司衙門、

調停争訟人皆鄙之。今則声勢競誇、因公漁利、把持要路者、

紛紛矣。

勢之類、 迷誘良民、為悪不一、相習成風、窮民墜其術中、売妻鬻子、 或流為盗賊

るかである。これは南潯鎮付近に博徒遊兵など無頼やくざが賭博等で一般良民を食い物にしている状況を説明する。しかし、 『南潯鎮志』巻二十一、二の農桑には米穀であれ、生糸等であれ、その生産と市場への売却、流通過程であれ、そこに無 南潯鎮付近の市鎮郷村には常に悪者の巨魁やずる賢い奸者が多く、郷村社会に武断している。 悪を為すこと一ならず、相習いて風潮となり、貧乏貧窮な愚民はその術中に墜ち、妻子を売るか、身を崩して盗賊とな 博徒遊兵を引き入れて賭博を行う他、 旋骰・磨銭・闘牌・棋勢などの賭博的遊戯で一般良民を誘惑勧誘し 春には奮発して拠金 して演

体養蚕製糸絹織物業地域には無頼、 棍徒の弊害を伝える史料が少ない。

棍徒などの関与があることは示されていない。これは湖州府の他の市鎮志、

新市鎮志や菱湖鎮志等でも同様であり、

頼

一六七八)修、咸豊六年(一八五六)増修『紫隄村志』巻二、風俗に、 それに引き換え、 木綿業地域には無頼、棍徒の弊害が多く指摘される。 まず、 上海市西北地区の諸翟鎮の清、 康熈十七年

所為也

村俗好唱花鼓淫詞。 嘉慶間、 里紳曽 禀官駆逐、 宜永禁之。

近日西土奸民、沿村開設摇攤抽頭、謂之大檯。

地方官切宜禁止。

至葉子竹牌之類、

亦非所宜

賭博之風往日猶稀、

淫佚子弟扮演雑劇、

曰串戱。

清奏絲竹、

間以鑼鼓、

曰打十番。

毎秋深則闘蟋蟀、

冬復則闘鴝鶉、

本村地介三邑、

鼎革時市井少年、 好習拳勇結党羽、是謂打行。遂以滋事後、経地方官厳禁、風始稍息。 兼防三邑匪類稍 今官命団練、 又漸尚力矣

匪類易於竄匿。且公然肆行。乾隆三十年、里人呈請移設巡司、

ずれも遊手の徒の仕業という。次は賭博の風について、三番目は花鼓戯が流行し、淫乱猥雑な詞を唱うのでこれを禁止した 後五番目は明清交替時期に市井の少年が拳法を習い党派を作って、 項目が挙げられているが、 その後には団練となったという。打行と団練が何らかの系譜にあることを示す。 四番目はこの紫隄村地区が上海、 最初のは淫佚な子弟が雑劇に扮して芝居を行い、また秋の蟋蟀の闘いや冬の鶉の喧嘩などい 青浦、嘉定三県の境界地区で匪類盗賊が集まるので防犯が強化されたといい、 打行といったとある。 これも官憲の取り締まりによって

上海市西部地区の七宝鎮について、

清纂『七宝鎮小志』巻一、風俗に、

皆遊手者之

鎮小民貧、 無土豪把持郷曲、 而居市廛者、但知利己、猜忌随之、故不甚相協!

為地方擾害者、 有最足敗壞風俗者曰花鼓戱、 曰地棍、 曰匪竊。近時地棍稍知斂迹、 最足引壊良家子弟者曰賭博、 而匪竊日多、致比戸夜不安枕、是在居官之厳緝也 幸臨涖兹土者、

三番目は花鼓戯、 って随い、甚しくは相い協同することはない。二番目で地方の騒ぎの本が地棍、 、の小民は貧乏無一文で、土豪の把持するところとなり、市場で店舗を構えるものも己に利益があるか否か、猜疑心をも 先の紫隄村志に指摘があった。更に良家の子弟を誘うものに賭博があり、 有以厳禁之実、 地回りのやくざや匪類、 風俗を壊滅させるものだという。 有裨土属、 盗賊であるという。 民風之大也

次に、上海市東部、 黄浦江対岸の浦東地区の清纂『江東志』巻一、風俗に、

酗飲盗賭、 保中之最無頼者也。包攬官司、 八都東西北三面距海浦、 硬緒難余、 流為匪類。 浮沙瘠薄、民風倹朴、 専門刀筆、 憤誣懦郎、 名曰訟師。 此性遊手之輩。実皆亡命之徒、 地宜木綿。……公人、衙役之総名、 結党成群、揮拳持械、 逞兇肆殴、 頼我聖朝綱紀秩然。更有賢有司、 小人招轎換盤之属、 名曰打降。 聚衆賭博、 以威儀、 立法厳禁 日頭家。

とあり、 の輩が作る暴力的組織の大体が記述されている。 訴訟請負の刀筆、 代書を専門とする訟師、 暴力打ち壊しを専門とする打降、 賭博の胴元を務める頭家など遊手無頼

以化道之、旋成善俗。

次に、上海市青浦県朱家角鎮の清、 嘉慶二十年(一八一五)『珠里小志』巻三、風俗には、

自授田之法廃、民之勤惰、

上不能督課也。

珠里・・・

四民之外、

専事賭博者曰賭当、

周礼游民之罰、

有里布、

有夫征。

日遊衍茶坊酒肆曰間漢、遇事趁財者曰吃白食、 開場抽頭者曰場東、 賭局奔走者曰吃小糾、闘蟋蟀曰開冊、鴝鶉曰開圈 僱買童僕作中保者曰両脚中人。此皆無恒業、 帮嫖者曰撑門頭、 恃強詐人者曰潑皮、 藉此為衣食計也。 又曰無頼 猶幸良心

未冺、

恥為穿窬、

著為奴僕。

司牧者、以礼道之、以刑斉之、未必不為良民也。

とする者を賭当といい、 それが廃止されてから民の勤勉怠惰は上から監督することができなくなった。 いずれにしても遊民の罰は古く規定されていた。それは労働対象である土地が官から支給された授田法時代のことであって、 とあり、 周礼 1. (地官、 載師)には游民の罰として里布有りとあるほか、夫征すなわち人夫労働提供が求められることも有り、 賭け場所を開帳する者を場東といい、賭け場に奔走する役を吃小糾といい、秋に蟋蟀を闘わせる者 珠里は士農工商の四民以外には、 賭博を専業

風俗取り締まりをする役人は礼を説き、刑罰をもって調えれば、すべて良民と為さないことはなく、良民にする可能性は十 心はそれほど悪くなっているのでなく、壁を穿ち垣根を越える盗人の行為を恥じ、人の奴僕となることも羞恥する心をもつ。 らは皆決まった仕事を持たない者がそれによって衣食の計、 漢といい、事に遇って財物を使うを吃白食という。童僕を買い雇って中人ないし保証人とすることを両脚中人という。 を開冊、 分にあると主張する。以上には実に多数の遊民無頼、匪類の種類が示されている。それを行政は善導する必要があるという。 ことを恃んで人に詐欺を行う者を潑皮、 次に、同じく上海市青浦県大蒸鎮、 冬に鶉 (実は軍鶏か) を闘わせる者を開圏とそれぞれいう、 小蒸鎮の清極末宣統二年『蒸里志略』巻二、疆域下、 もしくは無頼という。 生活の糧とするものである。ただ、なお幸いなことは人々の良 日中、昼間から喫茶店や酒屋に入り浸りになって遊ぶ者を間 また、 女郎を管理する者を撑門頭といい、 風俗にも、 暴力の強い

らぶらして遊んでいる者は賭博に誘われて財産を消耗させられ、花鼓はいかがわしい淫詞で人心を悪化させる、 ····遊惰者引誘招摇、 聚為賭博、 而財力耗矣。他如花鼓、淫詞最易壞人心術、 地方有司所宜懲戒焉 という

叙上の諸市鎮志の指摘の通りである。 以上の上海市関係の市鎮では唯一、康熈十七年修、咸豊六年増修『紫隄村志』に打行の指摘があるだけで、概して遊手無 まして棍徒などの記述は見られない。それが上海市西北方面の嘉定、 太倉地方になると、様子が一変する。例えば、 嘉

剔之、愛民者其毋以姑息為養病可耳。語云、 而欲安其生楽其業、 不可知之数也。夫圉云害馬、 木先腐而後蠹生之。民実有導之而害者、 牧悪敗群、 非其種者鋤而後嘉穀可養養也。 処溷濁而汚。 吾猶望於豪傑之士云 愛樹者去蠧必攬之

定地区外岡鎮の明末、崇禎初年纂『外岡志』巻一、俗蠧には

とあり、 一般良民と社会に害をなす悪い害虫のような存在があり、これを除去する必要があるとし、俗蠧志を作成した意図 その俗蠧には打行、 撇青、 訪行、 訟師、 窃盗、春状、丐戸の七種類を挙げている。打行について

作俗蠹志。

都市、 観其奔逸以笑。 戯撃傷人、 打行惟呉中有之、而莫盛於我邑。蓋里無賴遊手、不治生産、十百為伍、 民間相争闘者、 折肢体、 莫喘息。白昼剽掠無忌、飲坊市間。稍忤則砕其器、 募之助、 索無厭。鄉村怯懦者指為盗、 跳為逋 推其傑點者為盟主、而衆群 陵暴其婦女。臂連臂行於途、 共舁之去。恣其所欲、 富家質庫、 然付之。 遇人則擊、 入其室

望仙橋之劫焼、 執其主出、 郷民儒儒、 利刃加頚上、一呼其徒、声其所藏席巻而去、甚於盗劫。隣里閉戸不敢救。近如南翔・安亭・ 日夕惊惶、 不能安臥。咸思去其郷、 入保於城、 幾醸大変。 是時署篆為郡丞王公、 外岡・

風栽、衆得以乗、 肆其毒。後令蕭山公来侯涖任、置一二最横者於法、其党始稍稍解散。而勇悍狡黠者、 尚逃匿未尽獲、

則隠患未可知也。

とし、 その器物を破壊し、 で相い紛争闘争を起こす者は、これに助力を依頼し、厭うことは何もない。なんでも引き受ける。郷村の弱者はこれを盗賊 その肢体を折り、喘息しないものはいない。白昼金品を強奪して忌むことなく、町中で飲み歩いて、やや気に入らなければ 十人百人隊伍を組み、その悪の傑出した者を盟主とし、衆多数がこれに附属した。都市に横行し、戯れに撃って人を傷つけ、 打行は呉中、 なんとか免れることを期待するが、共にさらわれてしまう。欲に任せて、富家や質屋に押し入り、 蘇州地方でのみ盛んであり、 婦女に乱暴を働く。腕を組み合って街路を進み、人に遇えば殴りかかり、 そのうち我が県嘉定県より盛んな県はない。 郷村中の無頼遊手が 逃げ出すのをみて笑う。 従わなければ、 生産に務めず、

の主人を執え出し、するどい刃を頚にあて、子分どもを呼び、その藏した財物を残らず持ち去る。強盗よりも始末が悪

打行の状況を極めて具体的に説明するが、打行が郷村市鎮に多く、郷民は県城内に入って安全を図ったという指摘は、 党派は始めてほぼ解散した。それでも捜査を逃れて巧みに身を隠匿して後患の恐れとなっているものが居る。以上は明末の 障を求めたが、幾たびも大変を醸したのである。この時蘇州府知府代理王公(道行)は、 民は畏れびくびくし、夕方になると悲しく恐れ、安眠できなかった。郷民は皆その郷から去ることを思い、県城に入って保 隣近所は門を閉ざして誰も救助しない。最近では嘉定県の南翔鎮・安亭鎮・外岡鎮・望仙橋鎮などに打行の襲撃があり、 の治安維持施設、防衛機能を考える上で重要である。崇禎『外岡志』巻一、俗蠧の打行の続文は きに乏しく、衆はそれに乗じ、その毒を撒き散らした。後任の蕭山公が着任するや一二の最横な頭目を法に処置して、 頗る醇厚温和な性格で、厳しい裁 その

衆以鬼薪城旦論者数十人、至今日而横極矣。 亦有借其援以自植者。其党有団闘会・百子会之名、 俳優娼妓、 屠狗販夫、遊方術技之徒、咸入其群、 歳亦在庚申辛酉也。 其人有天罡・地煞・五鬼・十龍・ 割牲酬酒、 向僅市井少年為之。 歃血盟誓、結為死党。即富室豪門之子、 今則掾吏胥隷、 貔貅・獅子之号、 監門亭父、 青衿逢掖 其械則有 以至緇

案打行之始不知何時、以予所見者、万曆丁酉戊戌間為横、

淄川韓侯一懲創之。己酉庚戌之際復獗、

楚黄胡侯榜而警之。

嘗攷嘉靖庚申、 金剛圈又名鉄袖口、 団兵閉城大捜、 可勿尽人事以弭之乎。 申酉亦属金、 今已偏及於郷矣。我鎮之民素称願朴、 而実相通為一気。一日謂其夫若婦曰、 郡中猾少年為横、守郡王公道行捕之急、乃群聚而趨撫院、斧其門、焚其台、出繫囚燔寮、 金性剛、 悉得之。蓋呉民之軽剽浮動、 有拳心鉄、有鉄虎爪、 近有城東沈某者、 居西方粛殺之位。 近乃無不習培擊者、 有李公拐、 吾輩終日坐牢、無報効。今日当一交鋒、 夫妻反目、各募打行為助、毎日轟飲飽啗、 戌属土、為金之母、以土生金、其気亦旺、宜其横獗莫可制也。此雖気遠使 其性然也。 有双棒鎚、 而毎猖於庚辛酉戌之歳、 則三尺之童亦且舞拳超以自遑矣。 有飛虎棍、 有鉄尺、 若有天数焉、 乃夫婦各護数人闘於曠野、 有鉄爪、 喧鬧於室。所募之人、陽陽各有 庚辛為害気、 悪俗之日盛、 挙城皆震。 於五行属 可勝概乎。 向

次いで万暦三十三年(一六〇五)頃に嘉定知県韓俊の取り締まりがあって一時休息したが、同己酉庚戌三十七、八年(一六 九年となったかもしれない。また、『外岡志』は明末では万暦丁酉戊戌二十五・六年 れる(『明世宗実録』嘉靖三十八年十一月丁丑)。ただし、それは蘇州府下であって、隣郡松江府に近い嘉定県では翌年三十 一〇年)に復活してしまい、最近の庚申辛酉、泰昌元年天啓元年(一六二〇、一年)にその横は極まった。先には悪 (一五九七、八年) に最も横であり、

嘉靖庚申三十九年(一五六〇)に郡中の悪少年が打行を形成したという話は、一般にはその前年、

婦負傷而不能起、群入其室捲所蔵而去。

圌 俳優娼妓、 打行を雇ったが、 盛んである。慨嘆すべきことである。 剛圏以下様々のものである。 結んで死党をつくる。富室豪族の家や紳士知識人の家もその組織を頼りとして勢力を拡大しようとする。その党には団闘会 少年チンピラだけが打行の組を作っていたが、今では県の次官三官胥吏衙役、 |鎮でも素より 百子会の名称があり、 狗殺し行商人、大道芸人に至る諸階層がこれに参加し、犠牲を割き酒を交わし、 夫は殺され、 純朴であったが、最近では皆拳法を習い、小さな子供も組を作って拳法腕力の強いのを自慢し、悪俗は 打行らは酒ばかり飲んで一向に夫婦の期待に応えなかった。それを急かしたところ夫婦を入れて野原の決 その他、 婦は大怪我を負った、 打行は始め県城内に盛んであったが、最近では農村部郷村市鎮などにも流行している。 天罡地煞五鬼十龍など恐ろしい名を号して盤居する親分衆がいて、その所持する武器も金 なお、 後半部の史料文言に最近の事例として嘉定県城東の沈姓の夫婦が喧 打行の面々は夫婦の家に押し入って家財を悉く持ち去ってしまったという笑 門番駅長、さらには上は郷紳士大夫から下は 血を啜って誓いを立て、 一嘩して各々 我が外 盟約を 日

嘉靖己未三十八年とさ

は明末外岡鎮の風俗のあるあり方を雄弁に物語るものとなっている。 細に記述する。 えない話がある。 なお、 以上のように、 他の俗蠹としては撇青、 崇禎 『外岡志』 訪行、 の俗竈は同鎮が打行的環境に変化する明後半期から明末の風俗の変遷を詳 訟師、 窃盗、 春状、 扛台、 丐戸などが挙げられている。 そのうち撇青

北婁塘為多。 郷民種花稲纔三四寸、其怨家夜率数人縛利刃於架、繫以索、 有習其業者、 人輒僱募之、以値之高下為撤青之長短、 両人牽引、 専連根去之者。 花稲寸断、 削去如薙。 謂之撇青。 案此惟鉦之東

綿花であれ水稲であれ、それが三四寸の長さのとき、栽培農民に怨みを持つものが夜闇に乗じ数人善く切れる刃を架 た

な、 判断される。上掲の打行ともども明末の経済発展による社会の歪みの一斑である。 銭で雇われるという事態から考えて、依頼主はそれにより利益を挙げることを企図したもの、 から削去してしまうものも居る。この現象は農民相互間の相互不信や憎悪によるというよりか、それを専門とする業者が金 の婁塘鎮で最も多い。撇青を専門の業とするものが居り、 けた)に括り付け、そこに索を繋ぎ、二人で牽引し、 これを雇いあげる時に値段の高下でその長短が決まり、 綿花水稲を寸断してしまう。これを撇青という。これは本鎮東北 生産競争の一端ではないかと 専ら根本

以降 外岡鎮志は清朝になって乾隆壬子五十七年(一七九二)に銭肇然纂『続外岡志』があるが、 :の清初から十八世紀清中期の外岡鎮風俗の変遷をよく示している。その序文にいう。 その巻二、 俗蠹は明末崇禎志

生。若苗之有莠、 俗還醇、又得賢父母為宰、陸公化導於前、 鋤而去之、是所望於能之者。 趙公痛懲於後、 民知懐畏刑。 前志云々。此風久不聞矣。 但承平日久、

殷志載有俗蠹。

時丁明季、

凶荒洊至、

盗賊蠢起、民不馴良。

如所称撇青・扛台・訪行・春状等悪習、

殊堪髮指。

我朝風

再び再考の兆しがあり、 明 ?末の俗蠹の盛行は清朝になって地方官の取り締まりにより、 その芽のうちに摘む必要があるとし、 現在の俗蠹として、宝場・大局、 また人々の気風も醇朴に還ったので一時消滅 無事消閑、 した。 打行、 しかし、 訟

師

我鎮素称勤守。 近有無頼率尚賭博。始猶宵聚暁散。 今則沿街設局、 名日宝場。 鄉氓負担入市、 百計誘騙。 経入局、 宝

宝場更有大局。 照珠揭面、 先期具柬約至宝所、 移紅変黒、 公然肆奪。 供以盛饌、 愚人耽此不悟、 侑以歌姫。 往往醸成奸盗 宝則捐金成笏。 抽頭亦積幣如山。 開賭者豊衣足食、 愛賭者

蕩尽傾家。 恬過不悛。我末如之何也已矣。

千文、大亦侭多輸去。夫琴棊詩酒、 更有一種、 自称無事消閑。 向則葉子之戲、馬釣盛行。 何事不可消閑。乃消費貲財、 今則変為骨牌式様、 迷而不悟。此種積習相沿、 有天九四虎之名。 最為可惜 最行者莫如麼夾小、

或田土細故、 白拉者、不務本業、 一呼群集、 結交衙門公役、 百般嚇詐。 以為羽翼。又於平日小恵小信、制服市井悪少、以為爪牙。見人家有事、 稍不遂意、 非揮拳痛打、 即誣告株漣。安分之家、畏之如虎。不得已反投托庇。

法事、今日不能行矣。而縦酒肆博、 最為民害。而我鎮拳勇、 素有盛名。市井子弟、 睚眦必報、 有莫我敢当之状焉。 得所師承、什伍為群、 互相教習。見奉当事厳禁、 如前志所称諸

揚揚自得。無所為名、強名之、

日大阿哥

訟師、鎮中絶無。然亦有二三刁徒、 不明文理、不識律例、 見人家有事、 輒主唆成訟。 買線賄差、 舞文壊法。

٥,١ 棋のような小さな賭け事に客を引き込むのがいる。大した事はなさそうだと思わせているだけにこれに迷い易く、 省がない。これから先はどうなるであろうか。更に一種の遊民がいる。一日中ぶらぶらして無事消閑といい、 食たんまり大儲けするが、博打に手を出したばかは家屋敷を手放す大損をする。富豪や郷紳子弟も賭博に手を染めて全く反 ものがあり、盛大な食事付き、歌姫のステージ付き、一晩万金をはたく豪華なものがあった。鉄火場を仕切る胴元は豊衣足 り賭博博打を開催し、その開帳場を宝場といい、郷民の市鎮に入るものを食い物にしている。更に宝場にはそれより大局の 真摯に暮らす人々はこれを見ること虎のごとく畏れている。以上は『続外岡志』俗蠧の独自な部分である。 にか事があるのを嗅ぎ付けては、それに付け込み、強請りたかり恐喝、多数群集して押し入り殴り込みをする。分に安んじ 常日頃の平日に一寸した恩や信をちらつかせて市井の悪少年チンピラ・ゴロツキを制圧してこれを爪牙とし、 四番目はい 俗蠹と同じ項目は打行と訟師であるが、訟師は清、乾隆続志では鎮中絶無という。 当外岡鎮は木綿製品製造の手工業の市鎮であり、 越控憲司、 かにも清代的である。白拉なるものは、本業仕事を持たず、衙門役所の下役と結託してお上の一部を羽翼と 名日領状。 勤勉真面目な庶民の町であった。ところが近年、 しかし、もっと下層の舞文の徒、 明末、 無頼 縁台の賭け将 遊 他家にな はまり易 民が集ま

単なるチンピラが他家にもめ事があるのに付け込み訴訟沙汰に介入をする。素人だけに始末が悪いかもしれない。

打行は依

ある。 乾隆末年の外岡鎮は経済的繁栄の裏に潜む悪の存在、賭博、暴力、恐喝、売春などの闍社会固有の俗蠧を現出しているので とぐろを捲き、博打を打って因縁を付け、眼を怒らして人を威嚇するのが積の山である。以上、要するに清朝十八世紀後半. 然として盛んである。拳法暴力の伝統は益々磨きがかかる。ただし、取り締まりによって、組織は小さくなり、酒を浴びて 明らかに、それらは城市都市から市鎮農村部へ普及した悪であって、社会と経済の進展を示すものに他ならない。

上海市西北地区の法華郷の民国十一年鉛印本『法華郷志』巻二、風俗に、 そこで次に、江南都市城市や市鎮の経済発展、流通物流の一端を担う脚夫、 運搬輸送人夫を検討することが必要である。

鎮有脚行三、 把持勒掯。 誠和里者謂中行、 稍弗遂慾、 口東西各有一、其間強而黠者、 即恃強生事、 屢禁不止。嘉慶六年憲頒碑石、 為脚頭。凡運商貨、 任随地僱用 脚頭争昻其值、 刁風稍戢。 而脧其余。 碑砌法華寺前井 遇吉凶事

とあり、次に、公文を載せる。

松江府上海県為把持悪習等事。蒙本府正堂康

憲牌内開、

案蒙布政司王

憲札、蒙蘇巡部院岳

札

拠太倉州詳

肆行勒索。 県詳覆、銭縄祖呈控脚夫把持、 此等悪習、 江蘇通省諒皆如此。 籌酌議詳一案情由蒙批。民間婚嫁等事、需用人夫、自応聴便僱覓、豈容匪徒、分段把持、 前拠太湖庁詳請示禁、当経批行該司、会移江藩司、通行確査。各就地方情形

核明転呈本部院 体詳請、 勒石禁革、 在案。迄今未拠議覆、 仰蘇州布政司先飭該州県、 将前項応禁各事、 確査明切妥叙碑示、

す。それは惹いては商業流通、さらには商品生産そのものの発展を阻害する。そこで県、府の地方行政は脚夫把持の悪習を 業の独占を図る。これは輸送を依頼する商品主にとって不利益となるだけでなく、脚頭が仕事場を独占することにより脚夫 はそれへ隷属し、逆に脚頭による脚夫の労働力の中間搾取、運送代金のピンハネをするといった脚夫に不利な状況をもたら 運送人夫たる脚夫、それを束ねる脚頭はその運搬費、代金を釣り上げる闘争や工夫、努力を行う。縄張りを決め、

葬祭に当って、 自ら応に雇募に便なるを聴すべく、豈に匪徒の、分段把持や肆行勒索を容るべけんや」とあるごとく、民間の冠婚 取り締まりを強化する。ただし、ここでの行政の脚夫把持を取り締まる目的は、「民間の婚嫁等事に、人夫を需用 輿を担ぎ棺を担い、様々に使役される人夫はその依頼は互いに自由に行われるべきもので、分段把持すなわ

保護に置かれていることは明らかであろう。 助的行動をしたら取り締まるというのである。 ち縄張りを決め、 人夫賃の釣り上げをしたり、 従って取り締まり基準が民間の人々の社会生活、 その他強請り強要などをしてはならないというものである。日本で言えば雲 年々の伝統的慣習の維持、

脚夫の指摘のある市鎮は上海市西北部、 嘉定地区から太倉地方に拡がっている。 清、 嘉慶丙寅十一年 (一八〇六) 序纂

|翔鎮志』巻十二、雑誌、

紀事に、

井悪少無頼、 最為民害。 輩。白拉聚集悪党、潜伏道側、候枢氓入市、 康熈四十九年、 所謂打降・白拉者、是処有之、 里中士民顧天祐等、絵情呈県。知県事程公申請各憲、 邀奪貨物、 南翔為甚。 或私開牙行、 打降逞其拳勇、 客商経過、百計誘致、不罄其貲不止。 凡搶親扛孀、 厳禁勒石永遵。 抬神扎詐、 諸不法事、 繪註 碑立雲寺翔 多起於若

脚夫・楽人、聚夥結党、 私画地界、 搬運索重直、 婚喪勒厚稿、莫甚於南翔。 種種悪習、 夫人知之。 而積弊已久、 莫可如

杖斃一二、始斂跡。歴今逾五十余年、猶頌徳不置云。

雍正中、邑侯聞喜趙公復加厳緝、

翔鎮でも打行・ 雍正間士民陳孝諧等具呈勒石。〈碑在大徳寺観音殿〉前人殫力、 山陰聞公廉明、力請撫軍趙公、厳飭立碑永禁。 康熈二十五年、士民石崧等、 目撃脚夫肆横、 〈碑在雲翔寺〉 激於公憤、 環籲当道。 為地方除害、 案積如山害除而崧等身家亦破矣。 此輩投託勢要、 如此 把持有司、 至楽人分界之禁、 幾致反噬。 頼邑侯

三~三四)には知県がその首謀者一二名を逮捕し、杖罪にしたところ漸く収束したという。 貨物を奪い、或は私的に牙行を開き、客が通過すると、有りとあらゆる手段を使って誘惑する。これらは最も民害となって 憤に訴えようとした。 が最も甚しく、 嘉定知県山陰の聞廉明を頼り、 人がいる。 そこで康熈四十九年(一七一〇)には里民の請願により知県によってその禁止令が施行され、次いで雍正中(一七二 脚夫は群を集め、 積年の弊害となっていたが、 白拉の弊害を指摘するが、特に白拉は郷民が綿花などの商品を持って、 ところが脚夫達は勢要と結託し、有司県役所を把握して幾度となく反噬嚙み付いた。そこで石崧等は 地界を画くし、運搬に重い値段を請求し、冠婚葬祭には多大な御祝儀をせびる。 江蘇巡撫趙士林に申請して脚夫把持を厳禁する命令をだしてもらった。 康熈二十五年(一六八六)に鎮人士民石崧等が脚夫の横が眼に余るのをみて公 他方、当鎮南翔鎮には 鎮の市場に入ると、待ち受けて 石碑に刻まれ永禁が は南翔鎮 脚夫・楽

民は皆喜ぶところとなったが、

士民石崧は身家破産の状態となったという。

なお、

この時の石碑については、

同

『南翔鎮志』 営建、 書院、 大中丞趙公書院に、 康熈二十六年建とあり、 以下に「石崧公建撫憲趙公長生書院碑

を引く。

遂醸成彼等。 党類相声 結納敗類。 恒恥与為伍。 素醇朴。 我鎮南翔以寺得名。去嘉定邑治二十里而近。 而僻在海陬、 於是焰日以熾、 人無智愚、客無遠近、不過資其力、肩挑背負、任彼定価横索。惟恐弗得其懽心、以致貨物壅塞。 驕横之習、 好以賎犯貴、以下犯上、正不徒強凌弱、衆暴寡已也。所以拳勇之患、 遠於王化、 日盛一日、而米客受其篭絡、米店受其凌虐、米牙受其挟制。彼等且収其無窮之利、 禍日益烈。 雑出之奸頑亦復不少。大約士夫矜名節、 至於今歴有年、 四方商賈輻輳、 所莫能除者。幸頼我趙公恭膺、 廛市蟬聯、 邨落叢聚。 編氓尚気誼。下而負販之倫、 脚夫為甚。其人既不足比数、 為花豆米麦百貨之所駢集。 簡命巡撫南国、 念積弊莫甚於此。 則財利 賄賂公行、 其間 河干市口 風俗

いる。 党類を結んで相い声援し、好んで賎の身分が貴の身分を犯し、下が上を犯し、 綿花、 石 米之上下動以万計。彼等虎踞梟佔、非其類不与。家有使令者、不得用。 大江南北、 南翔鎮の気風は士大夫は名節を重んじ、一般民も醇朴であるのに対し、下の負販行商人や脚夫の類は財利相い固く、 豆 永垂成模。先是、 (黄豆、 厳行禁革、蕞爾一隅亦得被恩澤。父老懽欣、 蚕豆、豌豆、 斛米一石、 小豆等)、米、麦(大小)その他百貨が南翔鎮には集まる。それを運搬する業者に脚夫が 無論側近、 定例三分、米客復有津貼脚米之例、毎石一二升不等。東西南北、 童稚歌舞。間亦有梗化者、我公独判於心、不畏騰口。 自禁革後、 聴民僱募、毎石四厘。民甚便之。 下令刊於

脚夫が県役所の胥吏衙役と組み、また勢力ある郷紳とも結託していることを示すものであろう。そして脚夫の弊害の除去に 運んで来る客商は篭絡され、 は康熈二十五年に江蘇巡撫趙士林の断固たる禁令が必要であった。その結果、米の輸送費は毎石四厘となり、 の意のままである。 脚夫を警戒してこれを避けると、 米屋倉庫は襲撃を受け、 たちまち物流は塞滞してしまう。 米仲買いは価格に介入される。賄賂が横行し、 河沿市口は脚夫な溜りになる。 結納が類を敗るとは、 米を %

嘉定県羅店鎮を見てみよう。清、 轎夫・脚夫、

舗戸不得自行挑運。

基至婚嫁喪葬、

炮手

私分地界、

把持勒

以下になって、

民は皆便利と言って居るという。

羅店四角皆有脚夫、

一切貨物出入、

を虐げる。この拳勇の患は脚夫が甚しい。人は智愚を問わず、客商は遠近なく、貨物をもって来る者は皆その輸送費は脚夫 光緒十五年修『羅店鎮志』卷一、疆里志、 正しく強者が弱者を凌ぎ、 上**、** 風俗には 多数の暴力で少数

知県毛正坦示論」 為地棍滋弊復生、 環請勒碑、 永禁以杜民累事。照得、 民間婚娶喪葬及舗戸挑運

雖畳奉憲諭禁止、

而此

風

院店鎮の四角には脚夫が居る。羅店鎮に入る一切の貨物は、 照数半給。其余楽人・鼓手・丐頭・土工人等、亦着一体給発。再有争競用強、 碑永遠禁革、 等具禀、轎夫脚夫滋害地方、 文。各宜凜遵毋違。特諭。道光十一年九月 碑禁止之後、該脚夫等、 有奴僕・工人、聴其自便。無者聴其随便。雇用遵照憲定章程、毎日毎人給銭七十文外、又加酒食銭五十文。如係半日、 為此環請勒碑厳禁等情、到県。査脚夫・轎夫人等、私分地界、勒索把持、最為民害。除出示厳禁外、 戸又恐結訟廃家、忍気吞声、以致地方婚嫁無時、親柩累世不葬。傷風敗俗、吉凶礼廃。此孝子慈父所由傷心飲泣者也 従而效尤。滋弊蜂起、 朱丙・沈爔・朱文洪・沈文淵・潘叔華・施汝霖・范樹勤・銭鴻宝・陳鎮・孫筠・李復垿・陸承祐・胡廷鑑・ 脚夫、例応聴民自便雇人摃擡、毋許地棍私分地界、把持勒索、擾害閻閻、 逞兇肆横。既不許婚喪之家雇人自便、又不肯遵例受雇、種種阻撓為害、 為此碑仰闛邑商民・脚夫人等知悉。嗣後、 在案。迄今日久。棍徒糾党、藐法重複、設立轎夫・脚夫・盤頭・丐頭・柴担各項名色。更有楽人・鼓手 日甚一日、不論婚娶喪葬及舖戸挑運、 **倘敢私分地段、勒索把持、** 前於康熈二十年経商民戴貞等呈請勒碑諭禁。維時羅店尚隷嘉邑、 H_o 以及額外滋詐、 民間凡遇婚娶喪葬及舗戸挑運一切貨物、 一切貨物、 一経訪聞、 藉以値差為名、 不可勝言。寒倹細民、 歴奉憲行厳禁。 或被告発立、拿厳加治罪、毋得視為具 聴婚喪舗戸之家粘碑鳴官究弁。自此勒 百計勒索、 今拠紳士金元恩・朱曰淦 応用摃擡者、 所以在城在郷、 稍不遂意、 寡不敵衆。 合行照案勒碑、 切貨物所 若本家自 什百成 用轎夫

る。そこで嘉定県知県毛正坦の道光十一年(一八三一)の禁令を示す諭文を挙げている。 たことが知県毛正坦の示諭から分かる。脚夫等の勒索把持はなぜ禁止できないか。それは右文でもその禁止命令が当の脚夫 九世紀の清末まで至るのである。 は婚礼や喪礼などに当り、鼓手・轎夫・脚夫が勝手に縄張りを定め、 人等に対しても出ているように、 (一六八六) 江蘇巡撫趙士林の厳禁により、 脚夫等はそれ自体の存在は公認されていた、 なお、羅店鎮では清前期の脚夫取り締まり策として、 一時は収束したかに見えた脚夫の勒索把持の弊害は根本的には改善されず、 舗戸商店なども自分で運搬することは出来ない。甚しいこと 金銭を強要する。 というより、 康熈二十年の禁令、 しばしば禁令が出るが故の如し 前掲の南翔鎮志で康熈二十五年 江南市鎮社会の運送業者として 碑文作製があっ しであ

物」輸送を担当すると同時に、市鎮庶民の生活向上により年一年と派手になり華美になった市鎮住民の婚礼と葬式喪礼関係 の諸運搬人として役割を果たす。脚夫がこの輸送業の両面を持つことは重要である。しかし、それは脚夫だけのことではな むしろ必要な存在と目されていたからである。その点で打行や訟師その他、禁止廃絶が目される組織や業種と、 無頼層が係わるものといっても差異が認められる。 しかも、脚夫は商品生産の展開により進展が期待される「舗戸の貨 同じく遊手

小

結

かった。打行、

訟師等の遊手無頼層にしても同様であったと思える。

とあり、

徽商すなわち新安商人が木綿織物を購入に来鎮し、繁栄した南翔鎮は無頼の台頭、

徙避、而鎮遂衰落。

万曆三十三年(一六〇五)序刊『嘉定県志』巻一、疆域考、上、 市鎮、 南翔鎮に、

在県治南二十四里。因寺而名。其地、東西五里、南北三里。往多徽商僑寓、百貨塡集、 甲於諸鎮。比為無頼蚕食、 稍稍

するが、同じく羅店鎮については、 貿易之盛、幾埒南翔矣。 在県治東一十八里。元至元間、里人羅昇所創、 故名。 其地、東西三里、 南北二里。近海多魚鮮。 比閭殷富。 今徽商湊集

序刊『嘉定県志』巻一、疆域志、風俗には「金羅店、銀南翔」とその繁栄は逆転している。脚夫等の無頼の規制が重要であ 羅店鎮はその四至里数など南翔鎮より小さかったが、近年徽商が集まり、 南翔鎮と並ぶ発展を見せた。 因みに、 光緒七年

取り引きが保障されることが必須であったためである。無頼やくざがその市場を占拠すれば、当該市鎮は忽ちに衰微するこ それは明清時代の江南市鎮は商品生産の発展によって成立した小都市であり、当該市鎮に所在する市場において自由な

と南翔鎮のごとくである。

蚕食とともに次第に衰微したと

- 1 川勝守「明清時代、商品生産の展開と江南市鎮の形成」『九州大学東洋史論集』二五号、一九九七年。
- 2 西嶋定生「中国初期棉業市場の考察」『東洋学報』三一巻二号、一九四七年、後、同著『中国経済史研究』八八四頁、
- 3 綿布問屋、仲買いと客商の間に金銭授受を後回しできるような固有な信用関係が成立していることは確実である。 実はこの変化がなぜ起こったかは、史料文言は何も語らない。綿布購入商人の資金内容に変化があったことは確実であるが、詳細は不明。

杭嘉湖市鎮史研究』」『東洋学報』七六巻三・四号、一九九五年。

4

川勝守「書評・陳学文著『明清時期

- (5) これまで著者は明清時代の遊手無頼に関して、数篇の論考を作製したが、市鎮について考察したのは本章が最初である。著者の従来の研究 は次の通り。「明末、南京兵士の叛乱―明末の都市構造についての一素描」『星博士退官記念・中国史論集』一九七八年、「中国近世都市の社
- 6 る無頼知識人の一形態」『九州大学・東洋史論集』第九号、一九八一年、「明末清初における打行と訪行―旧中国社会における無頼の諸史料」 兄弟とその時代―江南郷紳の地域支配の一具体像」『東洋史研究』第四〇巻三号、一九八一年、「明末清初の訟師について―旧中国社会におけ 会構造」『史潮』新六号、一九七九年、『中国封建国家の支配構造』第十三章、旧中国社会の形成、東京大学出版会、一九八〇年。「徐乾学三 『史淵』第一一九輯、一九八二年。等。 明清時代の江南社会における遊手無頼研究の中で打行と脚夫の関係を基軸に考察した注目すべき研究に、上田信「明末清初・江南の都市の
- 『無頼』をめぐる社会関係―打行と脚夫」『史学雑誌』第九〇編一一号、一九八一年がある。